前期計画(第2期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画)の評価について

第2期地域福祉活動計画・第5次地域福祉活動計画の成果と課題については、以下のとおりです。

基本目標 Ι 啓発 ~意識づくり~

基本方針 1. 地域福祉意識の向上

具体的な取組 ①地域生活課題の共有 ②人権意識の向上

成果	・福祉会を全行政区(病院区を除く)に設置(平成30年度)
	・井戸ばた座談会を継続的に開催
	・福祉関係の行政出前講座、認知症サポーター養成講座を継続的に実施
	・各学校、地域での福祉学習を継続的に実施
	・いのち輝くまち☆こがの開催を通した人権意識の向上
	・高齢者の人権を考えるセミナーの開催(認知症映画上映)(令和4年度)
課題	・福祉会役員の担い手不足による活動の減少
	・認知症に関する理解促進が不十分

基本目標 Ⅱ 環境 ~居場所づくり~

基本方針 1. 拠点施設の活用

具体的な取組 ①拠点施設における地域福祉活動の推進

成果	・ヘルス・ステーション設置箇所数の増加(5か所増、計14か所)
	・介護予防、健康づくり、食育活動などを支援するサポーターの活動を推進
	・福祉会サロン活動の充実(令和4年度実績:38行政区延856回)
課題	・コロナ禍における地域活動の減少によるリスク者の増加
	・介護予防サポーターの活動縮小による担い手の減少

基本方針 2. 安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組 ①権利擁護体制の構築

成果	・地域権利擁護事業(安心生活サポート、法人後見)の継続的な実施
	・市民後見人養成者数の増加(修了者43人、登録者29人)
課題	・権利擁護支援を推進するための中核機関の設置
	・本人の意思に沿った支援につなぐための支援者不足

具体的な取組 ②災害に備えた地域づくり

成果	・避難行動要支援者避難支援プランの策定(令和3年度)
	・自主防災組織等を対象に避難支援に関する出前講座を実施
	・校区コミュニティによる避難支援のワークショップ及び避難訓練の実施
	・福祉避難所運営マニュアル策定(令和2年度)
課題	・避難行動要支援者名簿・個別避難計画の充実
	・避難行動支援をはじめとする防災意識向上のための周知・啓発

具体的な取組 ③見守り活動の充実

成果	・隣近所や民生委員・児童委員、福祉員による地域での見守り活動の充実
	・ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークによる連携、協定事業所の増加
	(協定事業所39か所)
	・見守りを目的とした安否確認緊急対応コール事業、配食サービス事業の実施
	・地域包括支援センターの増設(基幹型・圏域型3か所)による見守り・相談
	体制の充実(令和3年度)
課題	・民生委員・児童委員の担い手不足
	・コロナ禍により担い手向け研修が未実施

基本方針 3. 福祉サービスの充実

具体的な取組 ①福祉サービスの利用促進

成果	・福祉サービスの利用促進につながる相談窓口の充実
	・地域包括支援センターの増設(基幹型・圏域型3か所)による見守り・相談
	体制の充実(令和3年度)【再掲】
	・生活困窮者に対応する相談窓口となる福祉相談係を設置(令和3年度)
	・全世代の相談に対応する CSW (コミュニティソーシャルワーカー) を配置 (令和3年度)
課題	・福祉サービスの情報を得ることができない人の相談対応・周知
	・相談窓口の周知不足

具体的な取組 ②地域における公益的な取組の推進

成果	・ふくおかライフレスキュー事業への参加及び現物給付による生活困窮者支援
	・社会福祉法人連絡協議会の設立(令和元年度)
課題	・アウトリーチ(寄り添い型支援)の困難性
	・コロナ禍により法人連携に関する取組が未実施

基本目標 Ⅲ 連携 ~つながりづくり~

基本方針 1. 地域住民等による相互の連携

具体的な取組 ① 連携体制の構築

	・地域活動サポートセンターゆいを拠点とした介護予防サポーターの育成
	・つながりひろば(市民活動支援センター)や社協ボランティアセンターの連携による
成果	ボランティア団体等への支援
	・生活支援体制整備事業 第1層生活支援コーディネーター(SC)の配置
	第2層生活支援コーディネーター(各中学校区1名 計3名)の配置(令和3年度)
	・地域支え合いネットワーク通信による地域資源等の見える化
	・地域支え合いネットワーク課題別会議、全体会議の実施による地域課題の抽出
課題	・介護予防サポーター等担い手の固定化・高齢化による活動の減少
	・コロナ禍により地域活動の休止、減少による支援者間の連携縮小

基本方針2 包括的な相談支援体制の構築

具体的な取組 ① 多機関の協働による支援

課題	・市に適した包括的な相談支援体制の構築に向けた検討
成果	・制度の理解促進と総合相談窓口の設置に向けた関係部署、機関との協議の必要性
	に行うため、支援機関連携会議を月1回開催(令和3年度)
	CSW など、既存の相談支援を行う関係機関が、世代や属性を超えて一体的な支援を円滑
	・高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者、生活保護世帯、青少年支援、
	を構築するため、重層的支援体制整備事業移行準備事業の取組を開始(令和3年度)
	・複合的な課題や制度の狭間の課題に対して、関係機関と連携して包括的な支援体制